

# 宮古市地域公共交通利便増進実施計画

令和6年2月

岩手県宮古市

## 目 次

第1章	計画の概要	1
1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置づけ	1
1-3	計画の区域	2
1-4	計画の期間	2
第2章	利便増進事業の内容	3
2-1	利便増進事業の概要	3
2-2	事業の内容及び実施主体	5
第3章	事業の効果	15
第4章	地方公共団体による支援の内容	16
第5章	利便増進事業に関連して実施される事業	17

## 第1章 計画の概要

### 1-1 計画の目的

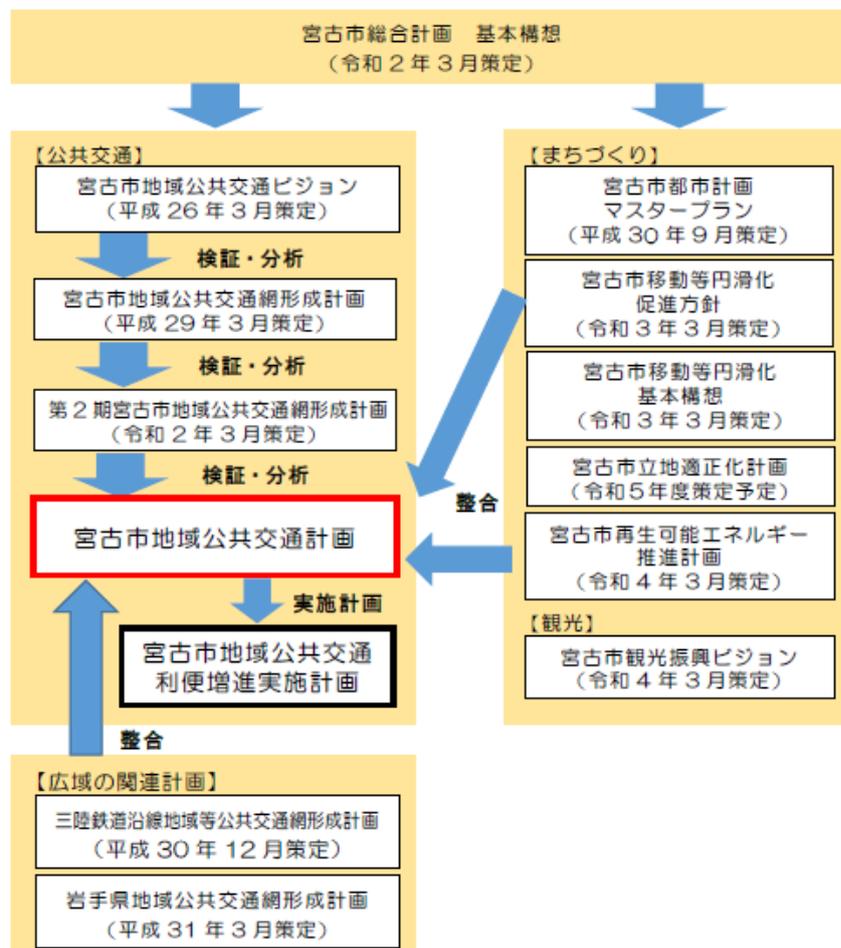
本市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本市の公共交通のマスタープランである「宮古市地域公共交通計画（令和5年度（2023年度）～令和11年度（2029年度）」（以下、「地域公共交通計画」という。）を令和5年（2023年）10月に策定しています。

地域公共交通計画に定めた地域公共交通利便増進事業（以下、「利便増進事業」という。）を実施するため、関係者が連携し、利便増進事業の実施者の同意を得て、「宮古市地域公共交通利便増進実施計画」を策定します。

### 1-2 計画の位置づけ

本計画は、地域公共交通計画に定めた利便増進事業の実施計画として位置づけます。

本計画の位置づけ



### 1-3 計画の区域

地域公共交通計画にて位置づけた利便増進事業について、市内の各地区をつなぐ幹線交通（路線バス）及び地区内を結ぶ支線交通（路線バス、地域バス）に影響する事業を実施することから、本計画の区域は宮古市全域とします。

### 1-4 計画の期間

地域公共交通計画との整合を図るため、本計画の計画期間を令和6年（2024年）3月から令和12年（2030年）3月までとします。

一方、本計画の計画期間最終年度に次期計画への改訂も見据えるものとします。

なお、計画期間中に宮古市の上位・関連計画や広域の関連計画の改訂により、本計画との整合を図る必要がある場合は必要に応じて本計画の見直しを実施します。

## 第2章 利便増進事業の内容

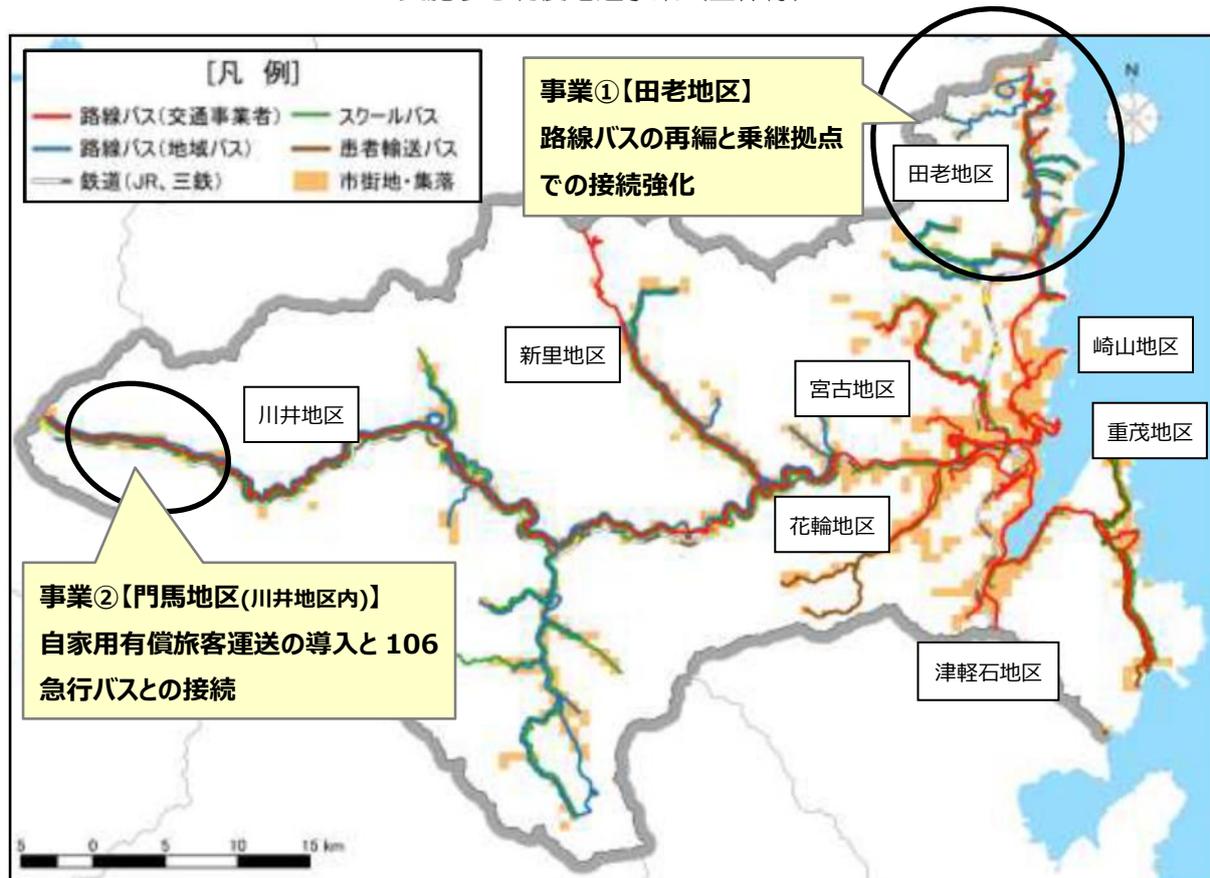
### 2-1 利便増進事業の概要

地域公共交通計画にて位置づけた方針及び実施施策に基づき、以下の事業を利便増進事業として実施します。その詳細は「2-2 事業の内容及び実施主体」に整理します。

実施する利便増進事業

事業	実施時期	個別事業	対象路線	地域公共交通計画の施策	該当する利便増進事業
事業①	令和6年 (2024年) 3月実施	田老地区における路線バスの再編と乗継拠点での接続強化	<対象路線> 田老線 田老線(神田経由) 田老小本線 <関連路線> 田老地域バス	目標1 施策1② 広域路線バス(地域間幹線系統)の維持確保・効率化	イ(1)．特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更
事業②	令和6年 (2024年) 4月実施	門馬地区における自家用有償旅客運送の導入と106急行バスとの接続	<対象路線> 門馬地区共助型交通 <関連路線> 106急行バス	目標1 施策3③ 地域共助型の生活交通に対する支援	イ(3)．自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

実施する利便増進事業（全体像）



## 2-2 事業の内容及び実施主体

### (1) 田老地区における路線バスの再編と乗継拠点での接続強化

【令和6年（2024年）3月実施】

宮古駅前～三王三丁目間は、地域間幹線系統の田老線（神田経由）と小本線、非補助路線の田老線が宮古駅前～三王三丁目間で重複して運行しています。小本線は、宮古市及び岩泉町を結ぶ長大な路線ですが、利用者の多くは三王三丁目以南の利用であり（19.7人/便※）、三王三丁目以北の利用が少ない状況です（3.9人/便※）。

そこで、田老線（神田経由）と田老線（以下、「田老線2路線」という。）について、道の駅たろうを乗継拠点に位置づけて新規乗入するとともに、田老線2路線と小本線の重複区間（宮古駅前～道の駅たろう）を集約することで運行の効率化を図ります。

道の駅たろう以北は、小本線を分割（路線名を田老小本線に変更）し、道の駅たろうでの接続により、田老線との一体的な運行として田老地区北部及び岩泉町と宮古市中心部の連携を強化します。路線分割により、宮古市中心部から道の駅たろう以北への利用者は新たに乗継が必要になりますが、協議運賃により乗継しやすい運賃を設定することで利便性を確保します。加えて、新たに田老線と田老小本線を地域間幹線系統に位置づけることにより、国及び岩手県の補助も受けながら持続的な運行を実現します。

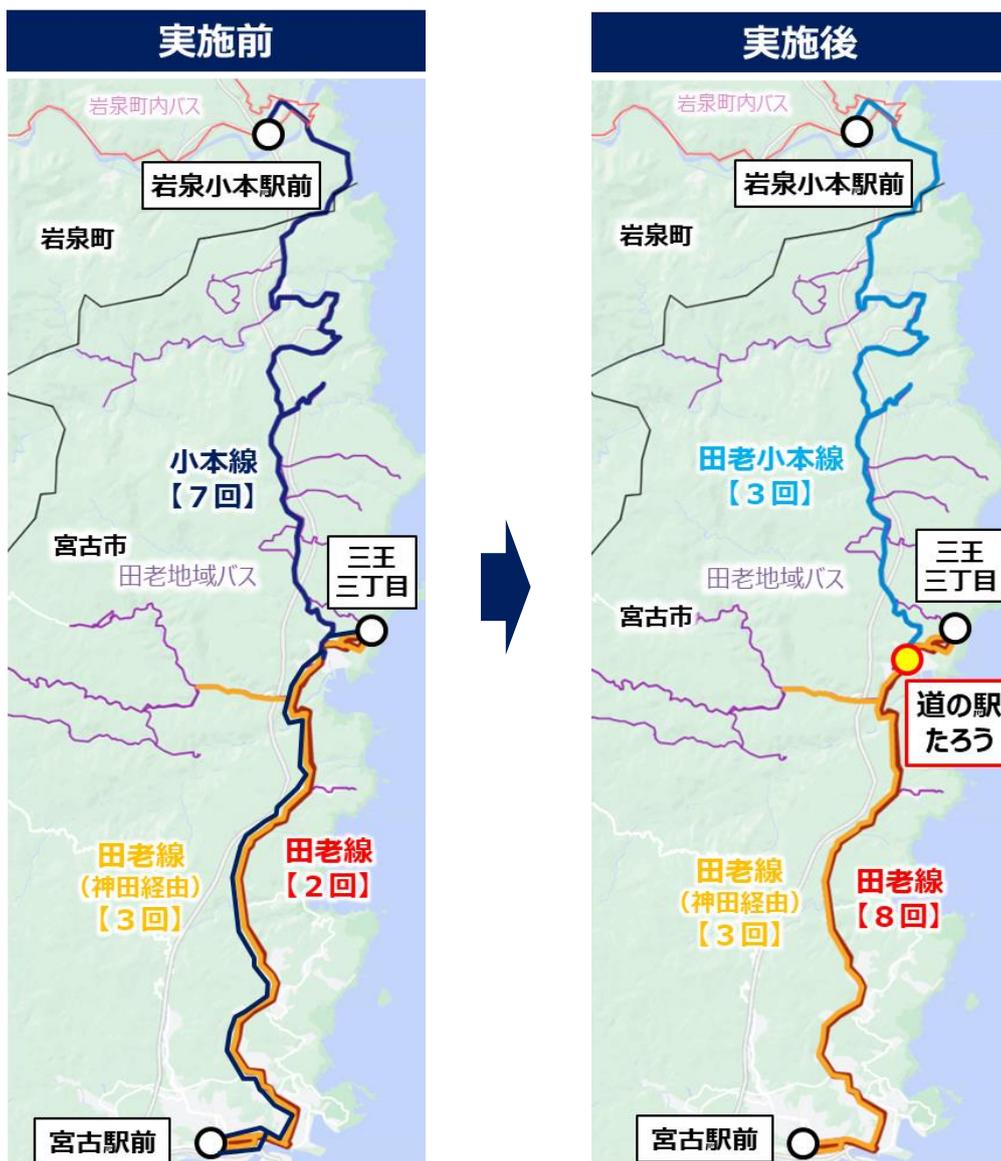
また、道の駅たろうにて、宮古市が運行する自家用有償旅客運送である田老地域バスの全5路線（榎内線、青倉末前線、小堀内線、三本木線、畑根待線）と田老線2路線及び田老小本線との接続を図ることにより、田老地区内と宮古市中心部の連携を強化し、田老地区におけるバスネットワークとして利便性向上を図ります。

※令和4年（2022年）10月の平日の1日平均

利便増進事業の対象路線

	対象路線	事業内容	実施主体
利便増進事業 対象路線	田老線 田老線（神田経由） 田老小本線（旧：小本線）	道の駅たろうを乗継拠点に位置づけ、田老線2路線と小本線の重複区間を集約します。 田老線2路線は道の駅たろうに新規に乗り入れます。 小本線は田老小本線として道の駅たろう以北の区間を運行します。	岩手県北自動車
関連路線 (現状維持路線)	田老地域バス	田老線2路線及び田老小本線のダイヤを調整し、乗継拠点の道の駅たろうにて接続できるようにします。	宮古市

実施前後の路線図



路線	補助
田老線 (ふれあい荘経由)	地域間 幹線系統
田老線	補助なし
小本線	地域間 幹線系統
運行回数 (平日)	
宮古駅前～ 三王三丁目	12回
三王三丁目～ 岩泉小本駅前	7回

路線	補助
田老線 (ふれあい荘経由)	
田老線	地域間 幹線系統
田老小本線	
運行回数 (平日)	
宮古駅前～ 三王三丁目	11回
道の駅たろう～ 岩泉小本駅前	3回

図中【 】内は平日の運行回数（往復）

実施前後での変更箇所を赤字で表記

路線別運行概要表

田老線			
項目		内容	
運行事業者		岩手県北自動車	
事業の種類		一般乗合旅客自動車運送事業	
運行の態様		路線定期運行	
実施前後の運行概要		旧	新
系統1	系統番号	96	93
	起点	宮古駅前	宮古駅前
	主な経由地	宮古病院	宮古病院、道の駅たろう
	終点	三王三丁目	三王三丁目
	キロ程	往路：17.8km 復路：18.1	往路：18.2km 復路：18.1km
	運行回数 (往復)	平日：2.0回 土日祝日：2.0回	平日：4.0～6.0回 土日祝日：3.0～5.0回
	運賃	対距離制運賃	対距離制運賃
	その他	—	地域間幹線系統（主系統）
系統2	系統番号	—	97
	起点		宮古駅前
	主な経由地		宮古病院、三王三丁目
	終点		道の駅たろう
	キロ程		往路：19.7km 復路：19.9km
	運行回数 (往復)		平日：2.0～4.0回 土日祝日：0.5～2.0回
	運賃		対距離制運賃
	その他		地域間幹線系統（みなし系統）

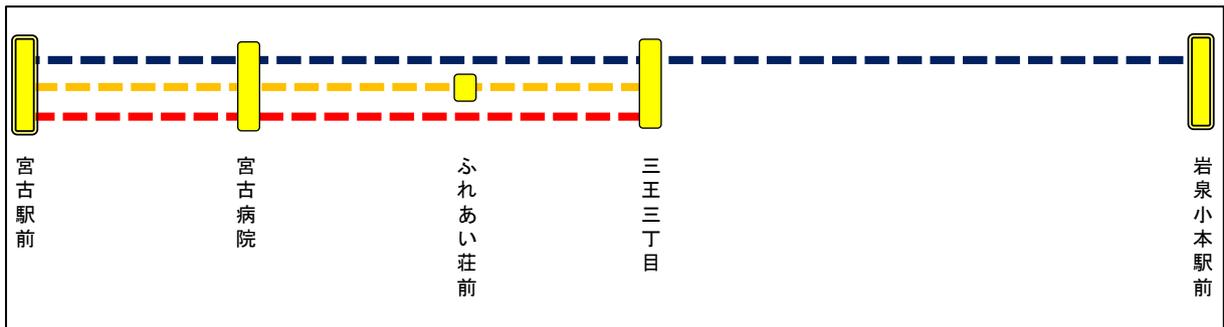
田老線（神田経由）		
項目	内容	
運行事業者	岩手県北自動車	
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業	
運行の態様	路線定期運行	
実施前後の運行概要	旧	新
	95	92
起点	宮古駅前	宮古駅前
主な経由地	宮古病院、ふれあい荘前	宮古病院、ふれあい荘前、道の駅たろう
終点	三王三丁目	三王三丁目
キロ程	往路：22.5km 復路：22.8km	往路：23.0km 復路：22.9km
運行回数 （往復）	平日：3.0回 土日祝日：3.0回	平日：2.0～4.0回 土日祝日：2.0～4.0回
運賃	対距離制運賃	対距離制運賃
その他	地域間幹線系統	地域間幹線系統

田老小本線（旧：小本線）		
項目	内容	
運行主体	岩手県北自動車	
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業	
運行の態様	路線定期運行	
実施前後の運行概要	旧	新
系統番号	13	12
起点	宮古駅前	道の駅たろう
主な経由地	宮古病院、三王三丁目	グリーンピア三陸みやこ
終点	岩泉小本駅前	岩泉小本駅前
キロ程	往路：40.2km 復路：40.6km	往路：21.7km 復路：21.5km
運行回数 （往復）	平日：7.0回 土日祝日：5.0回	平日：2.0～4.0回 土日祝日：0.5～2.0回
運賃	対距離制運賃	対距離制運賃
その他	地域間幹線系統	地域間幹線系統

利便増進事業対象路線の実施前後の運行系統略図

**実施前**

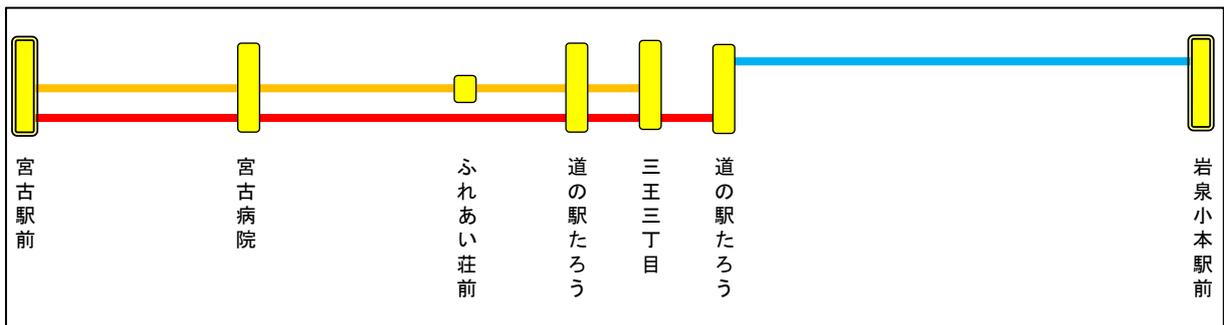
路線	色別
田老線	—
田老線（神田経由）	—
小本線	—



※主要停留所のみ表示

**実施後**

路線	色別
田老線	—
田老線（神田経由）	—
田老小本線	—



※主要停留所のみ表示

<関連路線（現状維持路線）>

田老地域バス			
運行主体	宮古市		
路線・系統	起点	経由地	終点
榎内線	田老診療所	道の駅たろう、榎内	サンオーエン
青倉末前線	田老診療所	道の駅たろう、末前	青倉
小堀内線	新田老駅	道の駅たろう、小堀内	石畑
三本木線	田老診療所	道の駅たろう、神田	三本木
畑撮待線	新田老駅	道の駅たろう、撮待	加倉

## (2) 門馬地区における自家用有償旅客運送の導入と 106 急行バスとの接続 【令和 6 年（2024 年）4 月実施】

門馬地区では、地域住民が「門馬地域送迎チーム」を立ち上げ、令和 4 年（2022 年）5 月に住民主体による無償運行を開始しました。この住民主体の交通手段を持続可能な交通にするため、自家用有償旅客運送に移行（新規導入）します（サービス名称：門馬地区共助型交通）。

自家用有償旅客運送の導入後は、利用者の運賃負担に加え、宮古市による支援を実施するとともに、門馬地区共助型交通を地域内フィーダー系統に位置づけ、国の補助も受けながら持続的な運行を実現します。

更に、黒沢バス停を乗継拠点に位置づけ乗り入れるとともに、地域間幹線系統である 106 急行バスとの接続を図ります。加えて、106 急行バスを門馬地区から宮古市中心部への移動に対応する重要な路線として関連路線に位置づけます。これにより門馬地区におけるバスネットワークを構築し、門馬地区と宮古市中心部や盛岡市方面との結びつきを強化します。

利便増進事業の対象路線

	対象路線	事業内容	実施主体
利便増進事業 対象路線	門馬地区共助型交通	門馬地区における住民主体の無償運行を自家用有償旅客運送に移行（新規導入）します。 黒沢バス停に乗り入れ、地域間幹線系統である 106 急行バスと接続します。	門馬地域 送迎チーム
関連路線 (現状維持路線)	106 急行バス	乗継拠点の黒沢バス停にて、門馬地区共助型交通と接続し、門馬地区から宮古市中心部への移動に対応します。	岩手県北 自動車

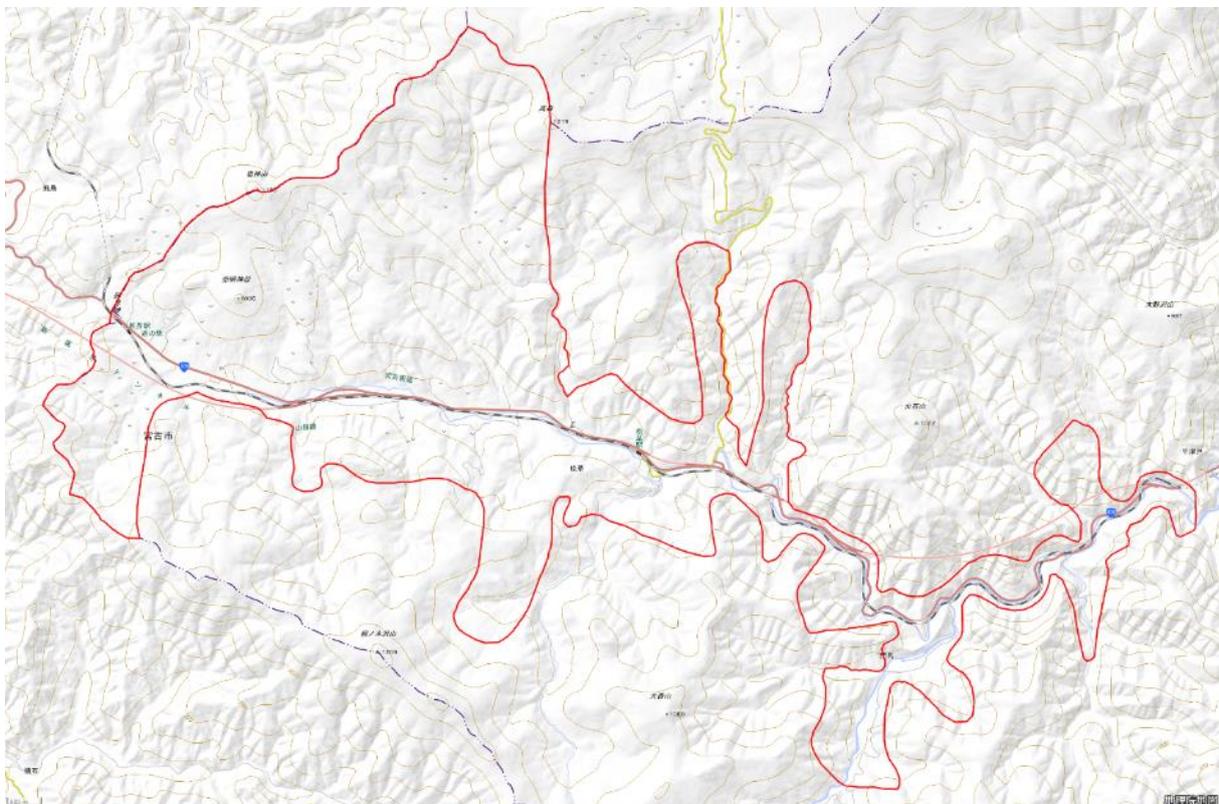
実施前後の路線図・運行区域図



路線別運行概要表

門馬地区共助型交通		
項目	内容	
運行主体	門馬地域送迎チーム	
事業の種類	自家用有償旅客運送	
運行の態様	区域運行（デマンド交通）	
実施前後の運行概要	旧	新
運送の区域	-	平津戸地区、門馬地区、区界地区 （区域内であればどこでも乗降可能）
旅客の範囲		地域住民または地域に用事がある者 （利用登録した者）
使用する車両		運転手が所有する車両（持ち込み車両）
運行回数		毎日運行 予約に応じて運行
運賃		利用距離に応じた運賃額（150円～600円）
その他		地域内フィーダー系統（予定）

運行区域図



<関連路線（現状維持路線）>

106急行バス			
運行主体	岩手県北自動車		
系統番号	起点	経由地	終点
514	宮古駅前	黒沢、盛岡バスセンター	盛岡駅前

## 第3章 事業の効果

地域公共交通計画で定めた目標の達成に向けて、本計画の実施による事業の効果を整理します。

### ①令和6年（2024年）3月実施

項目	事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置付け
<b>田老地区における路線バスの再編と乗継拠点での接続強化</b>		
田老線	<ul style="list-style-type: none"> <li>重複区間（宮古駅前～道の駅たろう）の運行を集約することにより、運行の効率化を図ることで、当該路線の収支を改善します。</li> <li>道の駅たろうでの地域間幹線系統相互及び田老地域バスとの接続性を強化することにより、バスネットワークとして地域住民の日常利用（通勤、通学、買物、通院）における利便性向上を図ることで、当該路線の利用者数増加、それに伴う運送収入増加が見込まれます。</li> </ul>	目標 1 市民生活を支える持続可能な交通体系の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>路線バスの収支率</li> </ul> 目標 3 地域公共交通の利用拡大に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>路線バスの市民1人当たりの年間利用回数</li> </ul>
田老線（神田経由）		
田老小本線		
＜関連路線＞ 田老地域バス		

### ②令和6年（2024年）4月実施

項目	事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置付け
<b>門馬地区における自家用有償旅客運送の導入と106急行バスとの接続</b>		
門馬地区共助型交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用有償旅客運送に移行することにより、運行経費の一部を運賃収入でカバーできるようになり、住民主体の交通手段の持続性を高めます。</li> <li>黒沢バス停にて門馬地区共助型交通と106急行バスが接続することにより、宮古市中心部への移動の利便性向上を図ることで、106急行バスの利用者数及び運送収入の増加が見込まれ、当該路線の収支を改善します。</li> </ul>	目標 1 市民生活を支える持続可能な交通体系の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通カバー率</li> <li>路線バスの収支率</li> </ul>
＜関連路線＞ 106急行バス		

## 第4章 地方公共団体による支援の内容

### (1) 路線バスの運行費補助・運行委託費

路線バスについては、一定のサービス水準を維持するため、一部の不採算路線に対する補助を行っており、今後も補助を継続します。

【本計画に係る対象路線】

田老小本線

### (2) 地域バスの運行委託費

地域バスについては、本市が主体的に運行（交通事業者へ運行委託）しており、運行経費を本市が負担しています。今後も運行経費を本市が負担しながら運行を継続します。

【本計画に係る対象路線】

田老地域バス

### (3) 地域共助型生活交通の運行費補助

地域共助型生活交通については、公共交通空白地において、地域住民が協力し移動手段を確保する地域共助型生活交通を推進し、運行体制の構築や運行経費への支援を継続します。

【本計画に係る対象路線】

門馬地区共助型交通

## 第5章 利便増進事業に関連して実施される事業

利便増進事業の効果を高めるため、関連して実施される事業を整理します。

地域公共交通 計画上の施策 体系	事業・プロジ ェクト名	事業内容	実施主体	実施時期	
<b>【目標3】施策1 誰もが利用しやすい公共交通環境の整備</b>					
	③	バスロケーションシステムの運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスロケーションシステムは、バスの運行内容（経路、バス停留位置、発着時刻等）を確認できるほか、車両の位置情報を把握することができます。</li> <li>運行情報は、携帯電話等から確認できます。</li> <li>宮古市市民交流センターと宮古駅前待合所に、バスロケーションシステムの情報等を表示するデジタルサイネージを設置し、利便性の向上を図ります。</li> </ul>	バス事業者、宮古市	令和5年度～令和11年度
	④	標準的なバスフォーマットによるオープンデータ化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線バスや地域バスの運行データ（時刻表、停留所、運賃等）をGTFS形式に変換し、既存の乗換案内サービスや地図サービス等において公開しています。</li> <li>運行経路の見直しやダイヤ改正に合わせ運行データを更新することにより、利用者に分かりやすい情報の発信を行います。</li> </ul>	宮古市、バス事業者	令和5年度～令和11年度
	⑤	地域連携ICカード「iGUCA」の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域連携ICカード「iGUCA」の普及促進や路線バスの利用促進を図るため、チャージ時に福祉ポイントを付与します。</li> </ul>	宮古市、バス事業者	令和5年度～令和11年度
	⑥	MaaSの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続してサービス（既存の乗換案内アプリや地図アプリ等で、路線バスやコミュニティバス、鉄道等の運行データを統合した経路検索や、周遊券、観光・飲食・宿泊施設と連携した企画商品等の予約・決済など）を提供しています。</li> <li>MaaSの実現に向けて、県や交通事業者と連携し、環境整備を推進します。</li> </ul>	宮古市、県、バス事業者、鉄道事業者	令和5年度～令和11年度
<b>【目標3】施策2 利用促進事業の実施</b>					
	①	高齢者エリア定期券の販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が利用できる定額制のエリア定期券を販売することにより、バス利用者の増加、運送収入の増加、宮古地域のバス路線網の維持を図ります。</li> <li>令和5年度に導入から3年が経過することにより、事業検証を行い、高齢者エリア定期券の事業の実施方法について検討します。</li> </ul>	宮古市、バス事業者	令和5年度～令和11年度

③	観光など二次交通への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常性におけるニーズのほか、観光などのニーズに対応する二次交通としての役割にも配慮し、多様な交通機関が連携する交通ネットワークの構築を目指します。</li> <li>・ 観光客がスムーズに目的地まで移動できるように公共交通マップ・時刻表の作成、配布など情報発信を行います。</li> </ul>	宮古市、バス事業者、鉄道事業者、タクシー事業者	令和5年度～令和11年度
④	外国人来訪者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅施設等の案内表示、誘導表示等を多言語表記にすることにより、外国人観光客受け入れ環境の整備を図ります。</li> <li>・ 多言語表記の路線図・時刻表を作成します。</li> <li>・ 路線バスの車内アナウンスの多言語化について検討します。</li> </ul>	宮古市、バス事業者、鉄道事業者、タクシー事業者	令和5年度～令和11年度
⑤	まちづくりに合わせた公共交通の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員や来庁者へ公共交通の利用を積極的に呼びかけます。</li> <li>・ 来庁者が利用しやすい環境の整備に向け、路線バスの発車時間などを表示するデジタルサイネージの設置を検討します。</li> </ul>	宮古市	令和5年度～令和11年度

**【目標3】施策3 公共交通の認知度・理解度を高める**

①	乗車機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通に親しんでもらうため、事業者と連携し、公共交通に関するイベントを開催します。</li> <li>・ バスや鉄道に対する市民の関心を高め、利用者の増加につなげるため、路線バスを利用した日帰りツアーや企画列車を運行します。</li> <li>・ バスや鉄道を利用したことがない、利用の仕方が分からないといった市民が多くいることを踏まえ、実際に乗車し、乗り方や運賃の支払い方などについて学習する、乗り方教室の開催を検討します。</li> </ul>	宮古市、バス事業者、鉄道事業者	令和5年度～令和11年度
②	公共交通に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通に対する市民の関心度を高めるとともに、利用者の低迷に歯止めをかけるため、公共交通に関する情報を市民に定期的に提供します。</li> <li>・ 利用者に分かりやすい公共交通情報を提供するため、市内の多様な公共交通網を集約した公共交通マップや時刻表を作成します。</li> <li>・ 市民交流センターなどに路線バスや鉄道の時刻表を掲示し、利用しやすい環境の整備に取り組みます。</li> <li>・ 交通事業者が販売するお得な切符や企画列車などのチラシを設置するほか、市ホームページでも積極的に発信します。</li> </ul>	宮古市、バス事業者、鉄道事業者、タクシー事業者、関係者	令和5年度～令和11年度
③	市広報誌での情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に公共交通の現状や各種施策を周知するため、定期的に市広報誌で公共交通の特集記事を掲載します。</li> </ul>	宮古市、交通事業者	令和5年度～令和11年度

---

# 宮古市地域公共交通 利便増進実施計画

令和6年2月  
岩手県宮古市

---

編集 宮古市企画部公共交通推進課  
〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号  
TEL 0193-62-2111 FAX 0193-63-9114  
ホームページは <http://www.city.miyako.iwate.jp/>

---